

(事業計画の変更の届出等)

第二十六条の六 法第四十二条の二第九項の運輸省令で定める事項は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数とする。

2 前項の事項に関する事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所ごとに配置する事業用自動車の数(新旧の対照を明示すること。)

3 前項の届出書には、第二十六条の二第二項に掲げる書類及び図面のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

第二十六条の七 法第四十二条の二第十項の運輸省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 主たる事務所の名称及び位置

二 営業所の名称

2 前項の事項に関する事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更した事項(書類及び図面により新旧の対照を明示すること。)

(事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略)

第二十六条の八 一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可又は事業の譲渡及び譲受、合併若しくは相続による事業継続の認可を申請しようとする者は、それらの許可又は認可に伴つて事業計画を変更しようとするときは、それぞれの申請書に変更しようとする事項を記載した書類(書類及び図面により新旧の対照を明示すること)を添付することにより、その変更の認可又は届出に関する手続を省略することができる。

(乗合旅客運送の許可申請)

第二十六条の九 法第四十二条の二第十一項第二号の規定により、乗合旅客の運送の許可を申請しようとする者は、次の事項を記載した乗合旅客運送許可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運送しようとする旅客

三 運送しようとする期日又は期間

四 運送しようとする区間

五 運行時刻

六 使用する自動車の種別ごとの数

七 運送を必要とする理由

2 前項の申請書には、予定する運輸数量を記載した書類を添付するものとする。

第十二条(第一号に係る部分を除く。)(規定は、法第四十二条の二第十三項において準用する法第四十二条の二第一号の規定による運送約款に定める事項について準用する。

3 第二十一条(第二項第四号に係る部分を除く。)(規定は、法第四十二条の二第十三項において準用する法第三十五条第一項の規定による管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。

4 第二十二條(第二項第四号に係る部分を除く。)(規定は、法第四十二条の二第十三項において準用する法第三十六条第一項の規定による譲渡及び譲受の認可の申請について準用する。

5 第二十三條の規定は、法第四十二条の二第十三項において準用する法第三十六条第二項の規定による合併の認可の申請について準用する。

6 第二十四條の規定は、法第四十二条の二第十三項において準用する法第三十七条第一項の規定による相続による継続の認可の申請について準用する。

7 第三項から前項までの規定によりそれぞれ第二十一条から第二十四条までの規定を準用する場合において、第二十一条第一項第三号、第二十二條第一項第三号、第二十四條第一項第三号中、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別及び路線又は事業区域」とあるのは、「営業区域」と読み替えるものとする。

第二十七條第一項第一号中、「住所」の下に、「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 第四條第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第八号(口を除く。)、第九号、第十号(口を除く。)、第十一号(イを除く。)(及び第十二号に掲げる書類及び図面

第二十九條中、「第十七條第一項」を、「第十七條」に改める。

第三十二條第一号中、「住所」の下に、「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第三十三條第七項中、「第二十三條第一項第一号」を削り、「事業の種類」を、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、「路線又は事業区域」とあるのは、「路線又は事業区域」とを加え、第四條第二項第七号、第八号、第九号又は第十号」を、「第四條第二項第八号、第九号、第十号又は第十一号」に、「第四條第二項第七号(口を除く。)、第八号、第九号(口を除く。)(又は第十号(イを除く。))と、第二十三條第二項第三号中、「第四條第二項第七号」とあるのは、「第四條第二項第七号」を、「第四條第二項第八号(口を除く。)、第九号、第十号(口を除く。)(又は第十一号(イを除く。))と、第二十三條第二項第三号中、「第四條第二項第八号」とあるのは、第四條第二項第八号」に改める。

第三十四條第一項第一号中、「住所」の下に、「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条第二項中、「第四條第二項第二号、第四号、第六号、第七号(口を除く。)、第八号、第九号(口を除く。)(及び第十号」を、「第四條第二項第四号、第五号、第七号、第八号(口を除く。)、第九号、第十号(口を除く。)(及び第十一号」に改め、同条第三項第一号中、「住所」の下に、「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第三十五條第一項第一号、第四十八條第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号、第四十九條第一号、第五十條第一号、第五十一條第一項第一号、第五十二條第一項第一号、第五十三條第一号並びに第五十四條第一項第一号中、「住所」の下に、「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第五十六條第一号中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改める。

第五十七條第一項第一号中、「住所」の下に、「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第六十六條第一項第一号中、「一般旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 一般貸切旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合 当該事業の許可をした行政庁